

鳥取県監査規程

昭和42年3月7日
鳥取県監査委員告示第1号
改正 平成11年3月31日監査委員告示第1号
平成19年3月30日監査委員告示第1号
平成20年3月28日監査委員告示第1号
平成31年4月16日監査委員告示第1号
令和3年3月12日監査委員告示第1号

鳥取県監査規程を次のように定める。

鳥取県監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）第12条の規定に基づき、監査に関する事項について定めるものとする。

（平11監査委員告示1・平19監査委員告示1・一部改正・平31監査委員告示1・一部改正）

(監査委員の協議)

第2条 監査委員は、監査委員に関する事務の処理について、監査委員相互の連絡協調を図るため必要があるときは、協議を行うものとする。

2 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査等の執行計画に関すること。
- (3) 前二号に定めるもののほか、監査委員が重要と認める事項

（平11監査委員告示1・一部改正、平20監査告示1・一部改正）

(監査等の執行計画)

第3条 次に掲げる監査等の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。

- (1) 法第150条第5項に規定する審査
 - (2) 法第199条第4項に規定する監査
 - (3) 法第199条第7項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの
 - (4) 法第233条第2項の規定に基づく審査
 - (5) 法第235条の2第1項の規定に基づく検査
 - (6) 法第241条第5項の規定に基づく審査
 - (7) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づく審査
 - (8) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査及び同法第22条第1項の規定に基づく審査
- 2 前項の執行計画の策定後に、当該執行計画に規定する監査について、実施時期、実施箇所、方法等を変更する必要が生じたときは、当該執行計画の変更を行うものとする。
- 3 第1項の執行計画に規定する監査以外の監査の執行計画は、必要の都度定めるものとする。

（平11監査委員告示1・全改、平20監査告示1・一部改正、令3監査告示1・一部改正）

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

（平11監査委員告示1・追加）

附 則

この規程は、昭和42年3月27日から施行する。

附 則（平11監査委員告示第1号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平19監査委員告示第2号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20監査告示第1号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平31監委告示第1号）
この告示は、平成31年4月30日から施行する。
附 則（令3監委告示第1号）
この告示は、令和3年3月12日から施行する。